報告2)

大型車両を取り巻く課題への取組報告

第20回 大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会

令和7年1月24日(金)

<目 次>

- 1. 今年度の連絡協議会の主な活動状況
- 2. 各課題ごとの取組み内容
- 3. 各取組みの実施状況

1. 今年度の連絡協議会の主な活動状況

◎大型車通行適正化推進月間における広報の実施

昨年度に引き続き、10月の1ヶ月間を『大型車通行適正化推進月間』とし、特に荷主に対する啓発活動を強化した。

<u>◎重点広報期間における広報の実施</u>

大型車通行適正化推進月間の前後にあたる9月及び11月に『**重点広報期間**』を設置し、 連絡協議会委員が一体となり、広報展開を強化した。

◎首都圏大規模同時合同取締の実施

大型車両による重量違反等の取締り強化の姿勢を社会一般に対し周知・啓発することを目的に、関東・甲信エリアにおける道路管理者、警察及び運輸支局の3者が連携し、11月7日に『首都圏大規模同時合同取締』を実施した。

◎取締強化月間及び特に取締を強化する期間の実施

各道路管理者の負担増を抑えながら取締りを強化し、大型車通行適正化の広報強化期間と連携した広報活動につなげるため、例年、各道路管理者で予定している取締りを「**取締強化月間**」及び「特に取締を強化する期間」に集中して実施した。

◎通行許可迅速化に向けた取組みの実施

特殊車両通行許可の迅速化に向けて、申請者と審査者で意見交換を行った。また、一都八県のトラック協会と事務局で具体的な課題に関する意見交換を行った。

1. 今年度の連絡協議会の主な活動状況

令和6年度における連絡協議会の活動状況は下表のとおりであった。

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
広報			【第19回】 連絡協議会 7/25		大 重点広報期間	型車通行適正 推進月間	化 重点広報期間		【第20回】 連絡協議会 1/24	
取締				R6【第1回】 合同取締 作業部会 8/20	R6【第2回】 合同取締		首都圏大規模 同時合同取締 11/7			R6【第3回】 合同取締 作業部会 2月上旬予定
迅速化	込速化 トラックWG 5/27							R6迅速化 検討部会 12/4		迅速化 トラックWG 2/12予定

3

関東地域の大型車通行適正化に関する課題に対して、令和6年度に実施した取組み内容を下表のとおり整理した。

課題		! 実施内容 [*]	ママン・マン・マン・マン・マン・マン・マン・・・・・・・・・・・・・・・・・	対象者(◎:主対象/○:第2対象/△:第3対象)			
			★:効果検証実施項目 (資料3に掲載)	荷主·受注者	運送事業者等	社会一般	
		① ラジオCMによる広報(複数局)やラオ動画作成、Webアンケート調査 🖠		0	0	0	
		② 連絡協議会委員主催イベントへの参 査 ★	Δ	Δ	0		
	11.4 48.4 4.4.4	③ 特車情報Xによる継続的な情報提供	*	Δ	0	0	
0	社会一般も含めた 特車制度の周知	④ 連絡協議会委員によるチラシ・ポスタ	7ーの一斉掲示	0	0	0	
		⑤ 連絡協議会委員(関係企業団体)が発 機関誌等への寄稿	終行するメルマガ、		0		
		⑥ SNS(特車情報X)の活用拡大及び調 の連携	連絡協議会HPと	0	0	0	
		⑦ クレーンオペレータアンケート調査	*		0		
		① 運行管理者等指導講習資料等へのま	ラシ掲載				
		② 運送事業適正化機関を通じたチラシ	配布				
	協会等非加盟事業者 に対する広報手段	③ クレーン車製造メーカーを通じた購 <i>。</i>	入者へのチラシ配		0		
		④ 加盟・非加盟を問わず運送事業者のるセミナー・講習会等を通じた特車制または説明資料の配布			0		

関東地域の大型車通行適正化に関する課題に対して、令和6年度に実施した取組み内容を下表のとおり整理した。

=田 旦百	赤字・新規・拡大した取組	対象者(◎:主対象/○:第2対象/△:第3対象)			
課題	実施内容 ★:効果検証実施項目 (資料3に掲載)	荷主·受注者	運送事業者等	社会一般	
	① 警察署窓口等でのチラシ配布		©	Δ	
❸ 違反車両の	② 取締、違反者講習会、交通安全キャンペーンでの チラシ配布		0	Δ	
交通安全対策	③ 大型車に関する交通安全等のチラシ配布		0	Δ	
	④ 合同取締作業部会と連携した広報		0	Δ	
	① 荷主協会主催の講習会等を利用した説明会の実施または説明資料の配布★	©			
	② 荷主団体の機関誌等へのチラシ・ポスター掲載	0			
│ ❹ 荷主の法令遵守に │	③ 工事安全協議会等を通じたポスター配布	0	©	Δ	
1.31.7.57.37	④ 自治体の工事発注部署等を通じたチラシ配布	0	0		
	⑤ 荷主の参加が想定されるセミナー·講習会等を通じた説明会の実施または説明資料の配布 ★	0			
	① 道路管理者間において、個別協議期間の短縮や審 査内容の統一化等に向けた意見交換を実施				
⑤ 特車申請の 許可期間短縮	② 申請手続きの適正化に関する意見交換を実施		0		
□ 1 - 2 \A11-1 \A744日	③ 行政書士会会員へのアンケート調査、チラシ・説明 資料等の配布 ★		0		

(1)今年度実施した特車制度周知の課題への対応内容を以下に示す。

課題

1

社会一般も含めた特車制度の周知

▶ 社会一般の特車制度の認知度は約5割となっており、大型車ドライバーにおいても約7割にと どまっていることから、認知度向上に向けた継続的な広報活動の実施が必要である。



対象者	継続的な実施内容	新規·拡大実施内容
社会一般	① 生の声による感情移入度が高く共感を得やすいうジオCM(複数局)による広報やCMのシナリオ動画の作成② 連絡協議会委員主催のイベントへの参画③ 特車情報Xによる継続的な情報提供④ 連絡協議会委員によるポスター・チラシの一斉掲示及び配布	⑦ SNS(特車情報X)の活用拡大 及び連絡協議会HPとの連携
荷主	⑤ 工事安全協議会を通じた工事現場等でのポスター の展開 上記①、③、④を継続実施	
運送事業者等	⑥ 連絡協議会委員(関係企業団体)が発行するメルマガ、機関誌等への寄稿 上記①、③、④を継続実施	⑧ クレーンオペレータ アンケート調査

2

(2)今年度実施した非加盟事業者の課題への対応内容を以下に示す。

課題

協会等非加盟事業者に対する広報手段

▶ 協会等の非加盟事業者を限定して周知する手段がないため、加盟・非加盟を問わず、広く啓発 活動を継続することが必要である。



対象者	継続的な実施内容	新規·拡大実施内容
運送事業者	① 運行管理者等指導講習及び整備管理者 研修にチラシを掲載② 運送事業適正化期間を通じたチラシ配布	④ 加盟・非加盟を問わず運送事業者の 参加が想定される講習会等を通じた 特車制度説明会の実施、または説明 資料の配布
クレーン 事業者	③ クレーン車製造メーカーを通じた購入 者へのチラシ配布	

(3)今年度実施した違反車両の交通安全の課題への対応内容を以下に示す。

課題

違反車両の交通安全対策

3

大型車両が関係する交通事故は社会的影響も大きいため、引き続き交通安全対策の取組みが必要である。



対象者	継続的な実施内容	新規·拡大実施内容
運送事業者等	① 警察署窓口等でのチラシ配布② 取締、違反者講習会、交通安全キャンペーンでのチラシ配布③ 大型車の車輪脱落事故防止等のチラシ配布	④ 合同取締作業部会と連携した広報の 実施

(4)今年度実施した荷主対策の課題への対応内容を以下に示す。

課題

荷主の法令順守に向けた対策

4

▶ 荷主の認知度/理解度の改善により、荷主都合の変更指示が減少傾向にあったが、昨年度は前年度比で荷主都合の変更指示が増加していることから、荷主に対する啓発活動を継続していく必要がある。



対象者	継続的な実施内容	新規·拡大実施内容
荷主·受注者	 ① 民間の土木・建築工事の発注者やクレーンを使用する建設業者が加盟する協会等が主催する講習会等を利用した特車制度説明会の実施、または特車制度説明資料の配布 ② 荷主のメルマガ・機関誌・HP等へ継続的にチラシ等の掲載、及び荷主へのチラシ、ポスターの配布 ③ 工事安全協議会等を通じた受注者へのポスター配布 ④ 自治体工事発注部署を通じた受注者へのチラシ配布 	⑤ 加盟・非加盟を問わず荷主の参加が 想定されるセミナー・講習会等を通じ た特車制度説明会の実施、または説 明資料の配布

(5)今年度実施した特車申請の許可期間短縮の課題への対応内容を以下に示す。

課題

特車申請の審査期間短縮

5

- ▶ 特車通行審査に際して、道路管理者における個々の状況に応じた課題・疑問点が確認されたため、引き続き、特車手続き(申請・審査)の統一化・適正化に向けた取組みが必要である。
- ▶ 手続きが早い、簡単、便利な特車確認制度の利用率が低いことから、確認制度の利用促進によって、特車制度全体としての迅速化を図る必要がある。



対象者	継続的な実施内容	新規·拡大実施内容			
道路管理者	① 個別協議期間の短縮や審査内容の統 一化等への意見交換				
申請者	② 申請手続きの適正化(道路管理者の審 査の効率化に資する対応)等への意見 交換	③ 行政書士会を通じたチラシ・特車制度 説明資料等の配布			

2. 項で整理した各課題に対する取組み内容について、下表のとおり整理した。

実施項目	実施先(実施者)	実施概要
①-① ラジオCM(複数局)による広報★やシナリオ動画の作成		広報効果が確認されたラジオCMやシナリオ動画、聴取者の拡 大につながるように放送本数や放送局を検討して実施する。
①-②連絡協議会委員主催イベントへの参画★		連絡協議会委員主催イベントに参画し、特車制度の広報やアンケート調査等の実施。
①-③特車情報Xによる継続的な情報発信★	事務局	特車情報Xを通じて継続的に情報を発信。
●-④連絡協議会委員によるチラシ・ポスターの一斉掲示	1 埋物战壶二少日	大型車通行適正化推進月間や重点広報期間において、各委員 の所管場所において啓発チラシ・ポスターの掲示を行う。
●-⑤連絡協議会委員が発行する機関誌等への寄稿	1都3県トラック協会	各トラック協会発行の機関誌等において大型車通行適正化 に関する寄稿文の掲載。
●-⑥【拡大】 特車情報Xの活用拡大、連絡協議会HPとの連携		特車情報Xでの発信内容にバラエティを持たせる等、より効果 的な活用と、ユーザーの関心度合いを高めるため、連絡協議会 HPと連携して画像等を使用し、分かりやすい情報伝達を行う。
①-⑦【拡大】クレーンオペレータアンケート調査★	全ク協	クレーンオペレータへの法定講習時にアンケート調査を実施。
②-① 運行管理者指導講習資料等へのチラシ掲載	関東運輸局	整備管理者研修資料等に連絡協議会チラシを掲載。
②-② 貨物運送適正化事業実施機関を通じたチラシ配布	1都3県トラック協会	貨物運送適正化事業実施機関による巡回指導時に、加盟・非加 盟を問わず運送事業者に対して、連絡協議会チラシを配布。
②-③ 特車メーカーを通じたチラシ配布	特殊車両メーカー (2社)	クレーン製造メーカー等を通じて、購入者へ連絡協議会チラシ を配布。
②-④【拡大】 非加盟運送事業者の参加が想定されるセミナー・講習会等 を通じた説明会の実施または説明資料の配布	(独)自動車事故対策 機構(NASVA)	運行管理者講習受講者等に対しチラシ、特車制度説明資料の配布。

【凡例】 特に注力する取組 ★:効果検証実施項目(資料3に掲載)

2. 項で整理した各課題に対する取組み内容について、下表のとおり整理した。

実施項目	実施先(実施者)	実施概要
❸-①警察署窓口等でのチラシ配布		警察署窓口や運転免許センター、イベント等にて連絡協議会チラ シ配布。
❸-② 取締、交通安全キャンペーン等でのチラシ配布	高速道路会社	取締、違反者講習会、交通安全キャンペーン等にて連絡協議会 チラシ配布。
❸-③ 大型車両に関する交通安全等のチラシ配布	合同取締作業部会 委員	取締時等に大型車両の交通安全等のチラシ配布。
③-④【拡大】合同取締作業部会と連携した広報	事務局	合同取締作業部会が実施する取締作業と連携した広報の実施。
◆-①荷主協会主催の講習会等を利用した説明会の実施または 説明資料の配布★		荷主が加盟する協会等による講習会等を利用した特車制度説 明会の実施、または特車制度説明資料の配布。説明資料にWeb アンケートURLを掲載し、アンケート調査を実施。
❹-②荷主団体の機関誌等へのチラシ・ポスター掲載	建設業界(2組織) 産廃業界(1組織)	会員向け会報と併せたチラシ配布又はHPへのチラシ掲載を実施。
④-③工事安全協議会等を通じたポスター配布	工事安全協議会	工事安全協議会等を通じて受注者へポスター配布を行い、工事 現場等での掲示。
④-④ 自治体の工事発注部署等を通じたチラシ配布	自治体	自治体の工事発注部署等を通じて受注者へチラシ配布を行い、 受注者間でのチラシ共有。
④-⑤【拡大】荷主の参加が想定されるセミナー・講習会等を通じた説明会の実施または説明資料の配布★	産廃業界(1組織)	荷主の参加が想定されるセミナー・講習会等において説明資料の配布。説明資料にWebアンケートURLを掲載し、アンケート 調査を実施。

【凡例】 特に注力する取組 ★:効果検証実施項目(資料3に掲載)

2. 項で整理した各課題に対する取組み内容について、下表のとおり整理した。

実施項目	実施先(実施者)	実施概要
⑤ -① 個別協議期間の短縮等への意見交換		審査者(道路管理者)間で、個別協議の短縮や審査内容の統一 化等に向けた意見交換の実施。
⑤ -② 申請手続きの適正化等に関する意見交換		申請者と審査者間で、申請手続きの適正化、道路管理者の審査 の効率化等に向けた意見交換の実施。
⑤ -③【新規】 行政書士会を通じたチラシ・説明資料等の配布★		特車申請を事業とする行政書士を対象に、特車確認制度の利 用実態調査やチラシ等配布の実施。

【凡例】 特に注力する取組 ★:効果検証実施項目(資料3に掲載)

各取組みは、大型車通行適正化推進月間・重点広報期間を中心に、下表のスケジュールで実施した。

台収組のは、八空早週11週1	工门口】正次		_ 		ייטיוכי ו אַצ			30/Co
	~6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R7年1月~
★:効果検証実施項目				<重点広報期間>	<大型車通行適 正化推進月間>	<重点広報期間>		
①-① (資料3に掲載)ラジオCM(複数局)による広報★やシナリオ 動画の作成				ラジ	10/25~27 オCM放送 <mark>⊞≣ ●●</mark>	10/27~ Webアンケート	Re 公	版シナリオ動画 開
①-②連絡協議会委員主催のイベントへの参画★						11/17 土 木の日特 「はたら<<	別イベント るまみんなあつ	まれ」
①-③ 特車情報Xによる継続的な情報発信★								-
①-④ 連絡協議会委員によるチラシ・ポスターの 一斉掲示				連	格協議会委員・オブザー	バ全体で一斉掲示		••••
●-⑤工事安全協議会を通じた工事現場等でのポスター展開		I I	事安全協議 事現場等で	会等ヘポスター発送 🔵 の展開				
●-⑥連絡協議会委員が発行する機関誌等への寄稿	(神奈川県トラ [、]			(東京都トラック協会) 10月号掲載 協会埼玉県トラック協会)	—			
①-⑦【拡大】 特車情報Xの活用拡大及び連絡協議会HP との連携								
①-®【拡大】 クレーンオペレータアンケート調査★	東東東東	7/21 東/神		9/8 東	10/13 10/27 東 神		チラシ配布・アンク ーン建設業協会 ®)	
②-① 運行管理者指導講習資料等へのチラシ掲載				•				••••
②-② 貨物運送適正化事業実施機関を通じたチラシ 配布		啓発チ	ラシ発送・遺	送事業者へ配布	hn 荘集U/ケディ 荘 土 庄			
2-③ 特車メーカーを通じたチラシ配布		ク 開	レーンメース 入者への配	カーへのチラシ発送 布	加藤製作所千葉支店 タダノ関東支店			-
②-④【拡大】 非加盟運送事業者の参加が想定されるセミナー・講習会等を通じた説明会の実施または 説明資料の配布				料発送・講習受講者へ配布 対対策機構(NASVA))				14

各取組みは、大型車通行適正化推進月間・重点広報期間を中心に、下表のスケジュールで実施した。

	. –					_		
	4~6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R7年1月~
★:効果検証実施項目 (資料3に掲載)				<重点広報期間>	<大型車通行適 正化推進月間>	<重点広報期間>		
③-① 警察署窓口等でチラシ配布								
③-② 取締、交通安全キャンペーン等でのチラシ配布								
3-③ 大型車両に関する交通安全等のチラシ配布						-		
③-④【拡大】 合同取締作業部会と連携した広報				•		-		
4-① 荷主協会主催の講習会等を利用した説明会の 実施または説明資料の配布★						荷主団体への説明会開催 11/15		
④-② 荷主団体へのチラシ等配布							-	
⁴-③ 工事安全協議会等を通じたポスター配布]	事安全協議 事現場等で(会等へポスター発送、 の展開				-
4-④ 自治体の工事発注部署等を通じたチラシ配布		렫	発チラシ発送	・運送事業者へ配布				-
④-⑤【新規】 荷主の参加が想定されるセミナー・講習会等を 通じた説明会の実施または説明資料の配布★					ii (() (千	、明資料発送・講習受講者 東京建設業協会)(千葉県建設 葉県産業資源循環協会)	↑配布 12/11~ 業協会)	
5 -① 個別協議期間の短縮等への意見交換							★12/4 通行許可迅	速化検討部会
5 -② 申請手続きの適正化等に関する意見交換	★5/27 トラッ	ク(迅速化)WG				2/12	l速化)WG ★
⑤ -③【新規】 行政書士会会員へのアンケート調査の実施★、 チラシ等の配布				チラシ・ポスター配布 (日本行政書士会連合会)	10/3~広報開始			

以降に、課題別に実施した各取組みの具体的な内容を記載する。

①−①ラジオCM(複数局)、シナリオ動画

【主対象:社会一般/実施主体:事務局】

■ラジオCM概要

■放送局(2局):NACK5、FMヨコハマ

■放送スケジュール:下表参照

■放送回数:21回

■CM内容:右記参照

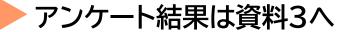
	10/25 (金)	10/26 (土)	10/27 (日)	合計
NACK5	8:14頃 9:32頃 12:58頃 19:23頃	8:12頃 10:59頃 15:20頃 18:30頃	11:53頃 14:09頃 17:09頃	11
FM ヨコハマ	8:34頃 11:30頃 13:30頃 17:25頃	11:50頃 16:00頃 18:45頃	11:48頃 15:00頃 17:48頃	10
合計	8	7	6	21

■ラジオCM原稿(40秒)

SE	♪鳥のさえずり、公園の音
(娘)	ねぇパパはどーゆーお仕事してるの?
(男性)	うん!おっきな物を運ぶ、おっきな車の運転手さん だよ。
(娘)	わぁ!すごい!
(BGM)	♪
回想(男性)	俺は昔、知らず知らずのうちに重量違反をして、 取り締まりを受けた。 道路には通行できる重さの決まりがある。 それを超えるときは特殊車両の通行手続を 取らないと、老朽化している道路を更に傷める 「悪質な違反ドライバー」になってしまう。 この子に誇れる仕事をしようと思った。
Na(女性)	重量守り、道路を守ろう。 「大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会」

■WEBアンケート調査

Webリサーチ会社の登録モニターへのWEBアンケート 調査によりラジオCMの効果を検証



● 一①ラジオCM(複数局)、シナリオ動画

【主対象:社会一般/実施主体:事務局】

■シナリオ動画概要

ラジオCMの音声を使用したイラスト動画を作成し、公開を予定。

【R6年度ラジオ原稿】

SE ♪鳥のさえずり、公園の音

(娘) ねぇパパはどーゆーお仕事してるの?

(男性) うん!おっきな物を運ぶ、おっきな車の運転手さん

だよ。

(娘) わぁ!すごい!

(BGM) ♪

回想(男性) 俺は昔、知らず知らずのうちに重量違反をして、

取り締まりを受けた。

道路には通行できる重さの決まりがある。 それを超えるときは特殊車両の通行手続を 取らないと、老朽化している道路を更に傷める

「悪質な違反ドライバー」になってしまう。 この子に誇れる仕事をしようと思った。

Na(女性) 重量守り、道路を守ろう。

「大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会」

【参考】R5年度シナリオ動画



URL:

https://www.youtube.com/watch?v=E8hE43KhzYw

1-2イベントへの参画、アンケート調査

■イベント概要

- ■イベント名: はたらくくるまみんなあつまれ(千葉市役所主催)
- ■開催日時:11月17日(日)10:00~15:00
- ■開催場所:千葉市役所及び隣接する国道357号上部空間
- ■連絡協議会の活動内容: 枠外参照
- ■連絡協議会ブースにおける実施内容:
- ○「重量守り、道路を守ろう」ポスター展示
- ○特殊車両の塗り絵体験(約500枚以上)
- 〇特車図鑑配布(240部)
- 〇アンケート調査の実施(223名回答)

■アンケート調査の実施

特殊車両の塗り絵体験参加者 のご家族等を対象に、対面でア ンケート調査を実施した。

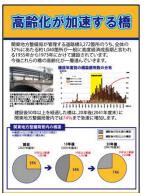
【主対象:社会一般】

対象者	実施方法	回答者数
連絡協議会ブース 来場者	紙媒体	223名

アンケート結果は資料3へ

■「重量守り、道路を守ろう」ポスター展示

昨年度更新した「重量守り、道路を守ろう」パネルのデータを活用し、A3サイズのポスターとして会場に展示した。















18

1-2イベントへの参画、アンケート調査

■イベント実施状況



〈特殊車両の塗り絵イメージ〉

●一③特車情報Xによる継続的な情報発信

【主対象:社会一般/実施主体:事務局】

通常の交通規制等の情報発信と併行して、ハッシュタグやURLのリンクなどを活用し 啓発チラシや車輪脱落事故防止チラシを添付した発信を積極的に実施した。





【主対象:社会一般/実施主体:連絡協議会委員】

連絡協議会委員・オブザーバ総出の取組みとして、ポスターの一斉掲示やチラシの配布等を実施した。(※詳細な取組内容は次ページ以降に記載)

NO.1 (一社)東京都トラック協会

【ポスター】

● 9月27日~11月30日まで、ポスターを東ト協本部事務所内に 掲示した。

【チラシ】

- 東京都トラック時報(9月25日号)に「大型車通行適正化推進期間」の 周知活動記事を掲載した。
- 10月10日号の折込で会員へチラシ3,400部を配布した。
- 東京都トラック総合会館1階受付のラックにチラシを設置した。
- 9月26日に開催した「秋の全国交通安全運動実施に伴う合同該当活動」(中央道(上)石川PA内)にて、チラシを配布した。



NO.2 (一社)千葉県トラック協会

【ポスター】

● 9月26日~12月2日まで、千葉県トラック総合会館入口正面に掲示した。

【チラシ】

● 協会会報誌10月号へ掲載し、会員事業者へ周知した。



NO.3 (一社)神奈川県トラック協会

【ポスター】

● 9月末~11月末まで本部事務所3か所及び各サービスセンター5か所 計8か所にポスターを掲示し 周知を図った。







【チラシ】

- 本部事務所およびサービスセンター5か所にチラシを置いて、 来訪者に配布し周知を図った。
- 11月11日に開催した車限令の研修会時に参考資料として参加者へ配布し周知を図った。
- 適正化事業実施機関による巡回指導時にチラシを用いて周知を図った。【その他】
- 協会オフィシャルHPに掲載し会員事業者へ周知を図った。
- 会報誌へ掲載し会員事業者へ周知を図った。



NO.4 (一社)埼玉県トラック協会

【ポスター】

- 10月1日~11月29日まで下記施設にて掲示をした。
 - ・埼玉県トラック総合会館
 - ・埼玉県トラック総合教育センター
 - 大宮トラックステーション
 - ・埼玉県トラック協会 東部従業員センター







【チラシ】

- 埼玉県トラック総合会館内にてチラシを置き、来館者へPRした。 【その他】
- 埼玉県トラック協会10月会報にてチラシを掲載し、周知を図った。



NO.5 (一社)全国クレーン建設業協会 東京支部

【ポスター】

- 9月26日から約3週間、事務所入口から比較的見えやすい位置に掲示。【チラシ】
- 9月26日に協会冊子とともに会員88社へ郵送した。



NO.6 (一社)全国クレーン建設業協会 千葉支部

【ポスター】

- 協会加盟の各社(6社)にて、9月の最終週から11月まで掲載。
- 9月27日付、千葉県クレーン建設重機協同組合理事(15名)に、ポスター掲示協力のお願いをした。

【チラシ】

● 9月27日付、千葉県クレーン建設重機協同組合理事を 除く25名に、チラシを配布した。







NO.7 (一社)全国クレーン建設業協会 神奈川支部

【ポスター】

- 事務所での掲示。
- 組合員事業所への配布。

【チラシ】

- 安全講習、クレーン塾においてチラシを配布し、説明を行った。
- 誘導車運転手講習の際、テキストと共に配布した。

NO.8 埼玉クレーン協会

【ポスター】

掲示に期間なく掲示して下さいと通達致しました。

【チラシ】

11月の埼玉クレーン協会会合にて各会員に配布した。



NO.9 警視庁 交通部

【ポスター】

● 全署(97箇所)にて掲示。

【チラシ】

● 窓口での設置配布やイベントでの配布を実施。

NO.10 埼玉県警察本部 交通部

【ポスター】

県内警察署(39署)、本部交通関係庁舎(5箇所)にポスター掲示依頼を実施。

【チラシ】

県内警察署(39署)、交通機動隊(方面隊4箇所)、高速道路交通警察隊(分駐隊5箇所)にチラシを配付し、あらゆる機会を通じて配布するよう依頼した。

【その他】

交通情報板による広報を実施した。(埼玉県内約70箇所、 9月17日~11月15日)



NO.11 神奈川県警察本部 交通部(1/2)

【ポスター】

 ◆ 令和6年10月1日、神奈川県内54警察署、本部執行3隊(一交機、二交機、高速隊)、本部交通部③ 所属(交通指導課、運転免許課、運転教育課)にポスター64枚を配布し、到着日から11月30日までの間、配布先において掲示板等に掲示し広報を実施した。









【チラシ】

● 令和6年10月1日、神奈川県内54警察署、本部執行4隊(一交機、二交機、高速隊、自ら隊)、本部 交通部3所属(交通指導課、運転免許課、運転教育課)にチラシ6000枚を配布し、到着日から11 月30日までの間、配布先において窓口等への設置及びチラシ配布等の広報を実施した。









NO.11 神奈川県警察本部 交通部(2/2)

【その他】

● 道路電光掲示板による広報を次のとおり実施した。

事前広報(9月21日~9月30日)

- 「10月は過積載取締り強化期間!」
- 「過積載ゼロ法令守り事故もゼロ」
- 「積載重量を守り、道路を守ろう!」

取締強化期間(10月1日~10月31日)

- 「10月は過積載取締強化期間!」
- 「過積載ゼロ法令守り事故もゼロ」
- 「積載重量を守り、道路を守ろう!」

事後広報期間(11月1日~11月30日)

- 「過積載違反車両の取締強化中!!」
- 「過積載ゼロ法令守り事故もゼロ」
- 「積載重量を守り、道路を守ろう!」

NO.12 千葉県警察本部 交通部

【ポスター】

● 10月1日~11月30日まで、49警察署、交通機動隊、高速道路交通警察隊、運転免許センターの 事務所にポスターを掲示した。

【チラシ】

- 10月1日~11月30日まで、49警察署、交通機動隊、高速道路交通警察隊、運転免許センターの 事務所窓口にチラシを設置した。
- 過積載を含む交通指導取締りにおいてチラシを配付した。

【その他】

● 県警で管理する交通情報板による広報を行った。(10月1日~11月30日)

4文字×3行の情報板(2パターンを切り替え)

- ① 過積載は キケン! 絶対NG
- ② やらない させない 過積載!

15文字×2行の情報板(2パターンを切り替え)

- ① 10月は大型車通行適正化推進月間
- ② 重量を守り、道路を守ろう!









NO.13/14 東京都 建設局 道路管理部 路政課/監察指導課

【ポスター】

- 各建設事務所(都内11か所)にポスターを配布した。11/30まで掲示板等に掲示。
- 11/30まで本庁(1か所)にポスターを掲示番等に掲示した。

【チラシ】

- 各建設事務所(都内11か所)にチラシを配布した。11/30まで窓口等に設置。
- 11/30まで本庁(1か所)にチラシを設置した。

NO.15 神奈川県 県土整備局 道路部

【ポスター】

- 10月18日から順次、道路管理課及び7土木事務所の計8 箇所で窓口や入口にポスターを掲示した。
- 道路環境課では、11月30日以降もポスター掲示を続ける。【チラシ】
- 10月18日から順次、4土木事務所で、窓口や入口にチラシを配架した。
- 一部土木事務所では、特殊車両通行許可証と一緒にチラシを申請者に渡した。

【その他】

● 神奈川県道路管理課HPに、関東地域連絡協議会HPのリンクを貼った。







NO.16 千葉県 県土整備部

【ポスター】

● 県道路環境課及び県内土木事務所にてポスターを掲示した。

【チラシ】

● 県道路環境課の特殊車両申請窓口にて、チラシを約50枚配布した。

NO.17 埼玉県 県土整備部

【ポスター】

- 10月~11月中で管内12箇所及び自課の計13箇所でポスター掲示。【チラシ】
- 管内12箇所及び自課の計13箇所で一般向けにチラシ配布。



NO.18 川崎市 建設緑政局 道路管理部

【チラシ】

● 事務所窓口に設置し、周知した。

NO.19 横浜市 道路局 道路部

【ポスター】

期間中、市内18区の土木事務所及び市庁舎 (執務室フロア)においてポスターを掲示した。 市庁舎では、12月以降も引き続き掲示して いく。

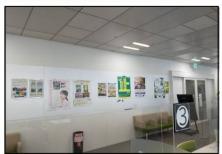
【チラシ】

● 市庁舎の特車申請窓口にチラシを配架中。









NO.20 相模原市 都市建設局 土木部

【ポスター】

- 相模原都市建設局土木部路政課 1箇所
- 相模原市商工会議所産業振興課 2箇所
- 相模原市建設業協会 1箇所
- 相模原運送事業協同組合 1箇所
- リニア事業関連JV工事事務所 17箇所

【チラシ】

相模原市都市建設局土木部路政課窓口にチラシを10枚配架した。また、窓口に特殊車両通行許可申請に来られた申請者2名に別途チラシを2枚配布した。





NO.21 千葉市 建設局 土木部

【ポスター】

● 10月1日~12月1日まで、千葉市役所低層棟3階の掲示スペース1か所及び市内の4土木事務所各1か所、合計5か所に掲示を行った。

【チラシ】

千葉市役所低層棟3階の土木管理課及び市内4土木 事務所の窓口にチラシを設置し、来客者に配布した。





● R6.11.17に千葉市で開催した「『土木の日特別企画』〜はたらくくるまみんなあつまれ〜」のイベントにて、事務局のご協力のもと、特殊車両に関する広報を行った。

NO.22 さいたま市 建設局 土木部

【ポスター】

● 10月1日~11月30日まで、南北建設事務所及び本庁舎の3箇所に掲示しました。

【チラシ】

● 本庁内のチラシ配架コーナーに配架しました。

NO.23 東日本高速道路㈱ 関東支社 管理事業部

【ポスター】

● 期間中、ポスターを休憩施設(関東支社管内上下別119か所)のデジタルサイネージにおいて掲示 した。

【チラシ】

● 11月7日の合同取締りで、引き込んだ車両の運転手(違反有無を問わず)に配布した。

【その他】

- 道路情報板を用いて広報を行った。(5か所)(10月1日~10月31日「重量違反車両等取締強化月間/重要守り、道路を守ろう」)
- 関東支社公式X(旧Twitter)を用いて広報を行った。
 - ① 10月7日、14日、21日、28日
 - ② 23日、30日





NO.24 中日本高速道路㈱ 東京支社 保全・サービス事業部

【ポスター】

● 10月1日~11月30日間 交通管制課入口と東京 支社管内の計量所5箇所に掲示。(違反ドライバー に見えるように)

【チラシ】

● 11月7日合同取締り時に取締り場所2ヶ所で引き 込み車両に5枚配布。

【その他】

● 10月1日~31日までの取締強化月間についてXにより6回広報を実施。

[事前広報]

- 10/3、10/10、10/17(毎週木曜日)[期間中広報]
- 10/21、10/23、10/25





NO.25 中日本高速道路㈱ 八王子支社 高速道路事業部

【ポスター】

- 10月~11月にかけて、管内SA・PAと管内の事務所4箇所に掲示した。【チラシ】
- 管内の事務所受付、一部の管内SA・PAのチラシスタンドに設置配布した。 【その他】
- NEXCO中日本 八王子支社公式Xにて大型車通行適正化推進月間広報を実施。(10月3日、10月21日)
- 道路情報板による広報を実施。(実施期間:10月21日~10月25日)「重量違反車両等取締強化期間中 重量守り、道路を守ろう」









NO.26 首都高速道路㈱ 保全·交通部

【ポスター】

● 10月2日より順次、PAや社屋の計5箇所にポスターを掲示した。

【チラシ】

本線料金所での取締り実施時にトラックや違反疑 義車両の運転手に計200枚配布した。

【その他】

- 道路情報を発信するSNS(X)にて、広報を2回行った。(10月4日・18日)
- 10月1日より順次、PA2箇所のデジタルサイネージ にて、広報を行った。
- 情報板による広報を行った。(10月1日~10月31 日「重量違反車両等取締強化月間」)







NO.27 関東運輸局(1/3)

【ポスター】

● 10月2日~11月30日まで、管内の事務所10箇所に掲示した。

【チラシ】

● 10月2日~11月30日まで、管内の事務所8箇所で連絡協議会のチラシを印刷し来庁者向けに配 布できるようにラックに設置した。

【その他】

● 重点広報期間及び大型車通行適正化推進期間の時期によらず、通年で対応している継続的な広報の取組として、整備管理者研修の教材に、チラシのデータを盛り込んで研修参加者への周知活動を行った。(10月~11月の受講者数5,439人)













NO.27 関東運輸局(3/3)

【各運輸支局のチラシ掲示写真】















NO.28 関東地方整備局 道路部 交通対策課

【ポスター】

● 10月1日から関東地方整備局道路部交通対策課内入口4か所に掲示。

【チラシ】

● 10月1日から関東地方整備局道路部交通対策課内入口に50部設置。

【その他】

■ 国土交通省関東地方整備局ホームページ(大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会)に、 令和6年度版ポスターを掲載。





NO.29 関東地方整備局 港湾空港部

【ポスター】

- 10月上旬から11月30日まで、関東地方整備局港湾空港部(横浜第2合同庁舎14階)と港湾空港 関係の8事務所に掲示した。
- また、当該期間に工事受注している工事業者の事務所等に掲示した。







【チラシ】

● 関東地方整備局港湾空港部(横浜第2合同庁舎14階)のリーフレット置場に置いた。

NO.30 関東管区警察局 広域調整部

【ポスター】

● 10月1日~11月30日まで、課内1か所に掲示した。

NO.31 東京国道事務所

【ポスター】

● 10月1日~11月30日まで、東京国道事務所1か所及び管内の出張 所4か所に掲示した。

【チラシ】

● 11月7日に実施した首都圏大規模合同取締りの際に運転手に配布 した。



NO.32 横浜国道事務所

【ポスター】

● 10月1日~11月末日まで事務所内掲示版に掲示しました。

【チラシ】

- 10月から11月までの現地取締において、違反者に配布しました。
- 窓口申請や相談等で訪れた特殊車両関係者に配布しました。

NO.33 千葉国道事務所(1/2)

【ポスター】

● 10月2日~11月30日まで、千葉国道事務所3箇所と出張所4箇所に掲示した。















NO.33 千葉国道事務所(2/2)

【チラシ】

● 10月2日から、千葉国道事務所特車窓口に20枚、出張所のラックに100枚配置した。











【その他】

- 千葉国道事務所Xにチラシをアップした。
- 道路情報板による広報を行った。(9月20日~11月30日「重量守り、道路を守ろう」)

NO.34 大宮国道事務所(1/2)

【ポスター】

- 9月26日から11月30日まで、事務所及び出張所7箇所に掲示した。
- 10月4日から道の駅2箇所に掲示中。
- 10月と11月の指導取締会場に3回掲示した。







【チラシ】

- 9月26日から11月30日まで、特殊車両係出入口に設置し、自由に 持ち帰れる様にした。
- 10月と11月の指導取締会場で、引き込んだ車両の運転手に計8枚 を配布した。



NO.34 大宮国道事務所(2/2)

【その他】

- 9月11日から11月30日まで、道路情報板による広報を行った。 [場所]
 - R4草加市谷塚地先
 - R16春日部市西金野井地先
 - R17さいたま市大宮区三橋地先
 - R17本庄市東五十子地先

[内容]

- 9月11日から9月30日まで
 - →「10月は、重量違反等取締強化月間」
- 10月1日から10月20日、10月26日から10月31日まで
 - →「10月は、重量違反等取締強化月間」
 - →「重量守り、道路を守ろう」
- 10月21日から10月25日まで
 - →「重量違反車両等取締強化期間中」
 - →「重量守り、道路を守ろう」
- 11月1日から11月30日まで
 - →「積載重量を守り、道路を守ろう!」
- ※広報は、他に優先する情報が無いときに実施しました。





● - ⑤機関誌等への寄稿

【主対象:運送事業者等/実施主体:連絡協議会委員】

【東京都トラック協会 機関紙】

東京都トラック協会時報(9月25日号)に「大型車通行適正化推進月間」における特車制度遵守の啓発活動記事を掲載した。





【神奈川県トラック協会 機関誌】



神奈川県トラック協会の機関 誌「神奈川トラック時報10月 号」において紙面による啓発 を実施した。

【埼玉県トラック協会 機関誌】

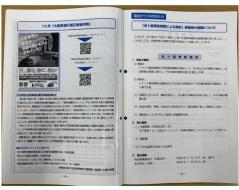


埼玉県トラック協会の会報誌 10月号に掲載し、会員事業 者へ周知した。

【千葉県トラック協会 機関誌】



千葉県トラック協会の会報誌 10月号へ掲載し、会員事業者 へ周知した。



①−⑥特車情報Xの活用拡大と連絡協議会HPの連携 【主対象:社会一般/実施主体:事務局】

通常の交通規制等の情報発信の他に、連絡協議会HPと連携(ポストに連絡協議会HPの URLを記載する等)した広報を行った。



<取締強化月間(10月)結果広報>



<11/17(日)千葉市様主催のイベント広報>



<合同取締(11/7)結果広報>

① − ⑦クレーンオペレータアンケート調査

【主対象:運送事業者等/実施主体:連絡協議会委員】

クレーンオペレータへの啓発活動の一環として、全国クレーン建設業協会(2支部)の協力 を得て、特車制度に関するアンケート調査を実施した。

【実施概要】

クレーンオペレータ ⇒ 285名回答

▶ 東京・神奈川支部における法定講習参加の オペレータ ※クレーンオペレータは5年ごとに講習を受講

アンケート結果は資料3へ



2-①運行管理者等指導講習資料等へのチラシ掲載

【関東運輸局 協力】

【主対象:運送事業者等 /実施主体:連絡協議会委員】

運行管理者等指導講習・整備管理者研修時の教材資料の中に連絡協議会チラシを掲載 いただいた。

2-2貨物運送適正化事業実施機関を通じたチラシ配布

【主対象:運送事業者等 /実施主体:事務局】

【1都3県トラック協会 協力】

1都3県トラック協会を通じて、貨物運送適正化事業実施機関が実施するトラック運送事業者への巡回指導時における連絡協議会チラシの配布を依頼した。

協力組織	配布数
(一社)東京都トラック協会	3900枚
(一社)神奈川県トラック協会	500枚
(一社)千葉県トラック協会	500枚
(一社)埼玉県トラック協会	500枚

2-3特車メーカーを通じたチラシ配布

【主対象:運送事業者等/実施主体:事務局】

【クレーンメーカー 協力】

クレーンメーカー(国内2社)を通じて、特殊車両(クレーン)購入者に対して、チラシを配布していただいた。

協力メーカー	配布数
株式会社加藤製作所 千葉支店	メーカーヘチラシ100枚
株式会社タダノ 関東支店	メーカーヘチラシ50枚



②−④非加盟運送事業者の参加が想定されるセミナー・ 講習会等を通じた説明会の実施または説明資料の配布

【主対象:運送事業者等】

	協力団体	配布数
(独)自動車事故対策機構(NASVA)	
	·東京主管支所	チラシ1500枚/説明資料1500部
	·神奈川支所	チラシ2000枚/説明資料2000部
	·埼玉支所	チラシ1500枚/説明資料1500部
	·千葉支所	チラシ1000枚/説明資料1000部

❸-① 警察署窓口等でのチラシ配布

【主対象:運送事業者等】

❸-② 取締、違反者講習会、交通安全キャンペーンでのチラシ配布

【1都3県警察、高速道路会社 協力】

【主対象:運送事業者等】

1都3県エリアの警察署や高速道路SA/PA等で連絡協議会チラシを配布いただいた。

❸-③ 大型車に関する交通安全等のチラシ配布

【主対象:運送事業者等】

【取締実施機関 協力】

首都圏大規模同時合同取締時に特車確認制度及び大型車両の車輪脱落事故防止のチラシを配布いただいた。また、記者発表資料に掲載した。



【車輪脱落事故防止チラシ(表面)】



【車輪脱落事故防止チラシ(裏面)】



【記者発表資料)】

3-4合同取締作業部会と連携した広報

【主対象:運送事業者等】

合同取締作業部会が実施する取締強化月間及び特に取締を強化する期間の広報をチラシ・ポスター、X(旧ツイッター)、交通情報板、道路情報板により実施した。

【チラシ・ポスターによる事前広報】

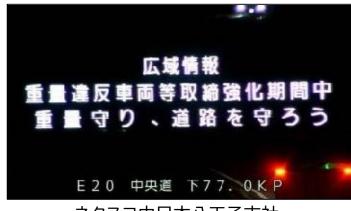
10月は「大型車通行適正化推進月間」
~重量違反車両等の取締りを強化しています~



【交通情報板、道路情報板によるによる広報】



警視庁



ネクスコ中日本八王子支社



大宮国道

4-①荷主協会主催の講習会等を利用した説明会の実施または説明資料の配布

■説明会の実施

【主対象:荷主/実施主体:事務局】

建設業界に属する荷主団体を対象に、特殊車両通行許可制度の概要について説明会を実施した。説明項目は、①趣旨・目的、②道路の老朽化の現状、③特殊車両通行許可制度の概要、④違反時の罰則等、⑤荷主の皆様へのお願いという構成とした。

説明会実施先	実施方法	参加人数	実施日
(一社)東京建設業協会	Web	93名	令和6年11月15日



■説明資料の配布、アンケート調査の実施

上記団体を通じて会員事業者に説明資料を配布していただいた。また、説明資料巻末にWebアンケートURLを添付し、アンケート調査にご協力いただいた。

アンケート結果は資料3へ



4-2荷主団体の機関誌等へのチラシ・ポスター掲載

【主対象:荷主/実施主体:事務局】

荷主団体である東京建設業協会、千葉県建設業協会、千葉県産業資源循環協会にチラシを配布した。

4-3工事安全協議会等を通じたポスター配布

【主対象:運送事業者等/実施主体:事務局】

関東地方整備局管内の工事安全協議会(46部署)の協力を得て、各工事現場等において連絡協議会ポスターの掲示依頼を行い、出入り関係者、現場作業員に向けて大型車通行適正化の重要性を周知した。

〈工事安全協議会 ポスター配布先事務所〉

○河川関係
下館河川事務所
霞ヶ浦河川事務所
霞ヶ浦導水工事事務所
鬼怒川ダム統合管理事務所
久慈川緊急治水対策河川事務所
京浜河川事務所
江戸川河川事務所
荒川上流河川事務所
荒川下流河川事務所
荒川調節池工事事務所
相模川水系広域ダム管理事務所
渡良瀬川河川事務所
二瀬ダム管理所
日光砂防事務所
品木ダム水質管理所
富士川砂防事務所
利根川ダム統合管理事務所
利根川下流河川事務所
利根川上流河川事務所
利根川水系砂防事務所

○道路関係
宇都宮国道事務所
横浜国道事務所
首都国道事務所
常総国道事務所
千葉国道事務所
川崎国道事務所
相武国道事務所
大宮国道事務所
長野国道事務所
東京外かく環状国道事務所
東京国道事務所
北首都国道事務所
関東道路メンテナンスセンター

○道路河川事務所	
甲府河川国道事務所	
高崎河川国道事務所	
常陸河川国道事務所	

○営繕関係
営繕部
宇都宮営繕事務所
甲武営繕事務所
横浜営繕事務所
東京第一営繕事務所
東京第二営繕事務所
長野営繕事務所

〇公園関係
国営常陸海浜公園事務所
国営昭和記念公園事務所

○その他 関東技術事務所

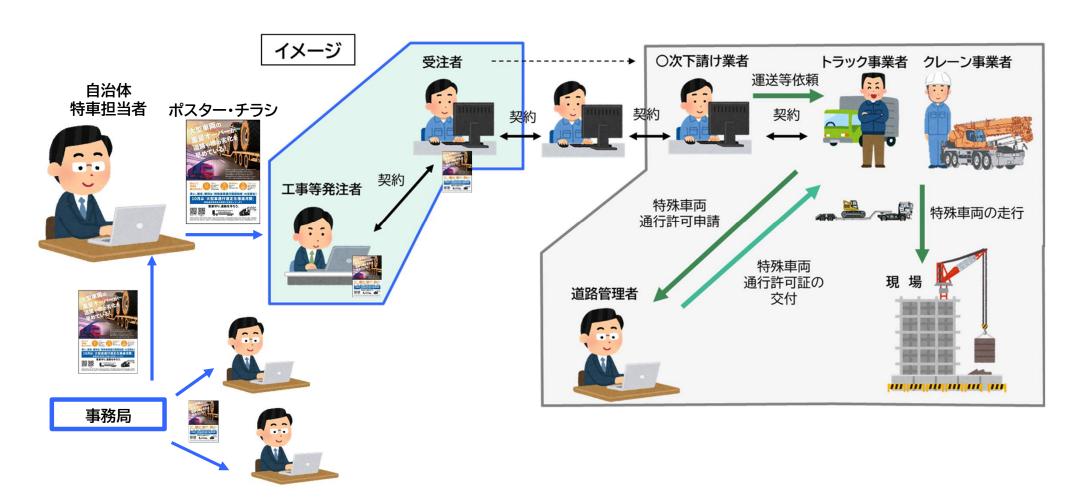


〈配布ポスター〉

4-4自治体の工事発注部署等を通じたチラシ配布

【主対象:荷主】

昨年度に引き続き、神奈川県内の自治体の特車担当者から、出先事務所の工事発注部 署等へのポスター・チラシ配布を依頼した。



④-⑤荷主の参加が想定されるセミナー・講習会等を通じた説明会の実施または説明資料の配布

■説明資料の配布、アンケート調査の実施

荷主団体を通じて、会員事業者へ特殊車両通行許可制度の概要に関する説明資料を配布していただいた。また、説明資料巻末にWebアンケートURLを添付し、アンケート調査にご協力いただいた。

アンケート結果は資料3へ

【主対象:荷主/実施主体:事務局】

啓発先団体

(一社)東京建設業協会

(一社)千葉県建設業協会

(一社)千葉県産業資源循環協会



⑤-①・②個別協議期間の短縮、申請手続きの適正化等に向けた意見交換を実施

【主対象:運送事業者等/実施主体:通行許可迅速化検討部会、迅速化(トラック)WG】

通行許可の迅速化に向けて、個別協議機関の短縮や審査内容の統一化、申請手続きの適正化(提出書類の不備削減等)等に関する意見交換を実施した。

会議体	実施方法	実施日	主な議事
通行許可迅速化 検討部会	Web形式	令和6年 12月4日	通行許可迅速化に向けた意見交換特殊車両通行確認制度の利用促進について
迅速化(トラック) WG	ハイブリット 形式	令和6年 5月27日	特殊車両通行許可制度及び確認制度に関する質問・要望等に関する意見交換

6-3行政書士会を通じたチラシ等の配布

【主対象:運送事業者等】

R5年度、確認制度の利用促進に関するアンケート調査にご協力いただいた日本行政書士会連合会を通じて、ポスター・チラシを配布した。また今年度も引き続きアンケート調査を実施した。

アンケート結果は資料3へ